

議案第 4 6 号

ひたちなか市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例制定について

ひたちなか市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 3 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

ひたちなか市医療福祉費支給に関する条例（平成6年条例第72号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号オ中「。以下「特別児童扶養手当法施行令」という。」を削る。

第3条中「規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」を「社会保険各法（規則で定める社会保険に関する法律をいう。以下同じ。）（以下これらを「医療保険各法」に改める。

第4条第1項前段中「国民健康保険法，高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法」を「医療保険各法」に改め，同項後段中「若しくは組合員」を「，組合員若しくは加入者」に改め，同条第3項中「国民健康保険法，高齢者の医療の確保に関する法律若しくは社会保険各法」を「医療保険各法」に改め，同条第4項中「国民健康保険法，高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法」を「医療保険各法」に改める。

第5条第1項及び第2項を次のように改める。

第4条の規定にかかわらず，医療福祉費は，対象者が次の各号のいずれかに該当するときは，支給しない。

(1) 妊産婦にあつては，母子保健法第15条に規定する妊娠の届出のあつた日において，次のいずれかに該当するとき。

ア 当該妊産婦又はその配偶者（婚姻の届出をしていないが，事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の前年の所得（当該妊娠の届出のあつた日の属する月が1月から6月までの場合にあっては，前々年の所得とする。以下この号において同じ。）が，その扶養親族等（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族をいう。以下同じ。）の有無及び数に応じて，規則で定める額以上であるとき。

イ 当該妊産婦又はその配偶者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に規定する扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）で主として当該妊産婦の生計を維持するものの前年の所得が1,000万円以上であるとき。

(2) 母子家庭の母子又は父子家庭の父子にあつては，対象者としての申請を

した日（以下「届出日」という。）又は7月1日現在において、次のいずれかに該当するとき。

ア 当該母子家庭の母子又は父子家庭の父子の前年の所得（届出日の属する月が1月から6月までの場合にあつては、前々年の所得とする。以下この号及び次号において同じ。）が、その扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

イ 当該母子家庭の母子又は父子家庭の父子の扶養義務者で主として当該母子家庭の母子又は父子家庭の父子の生計を維持するものの前年の所得が1,000万円以上であるとき。

(3) 重度心身障害者等にあつては、届出日又は7月1日現在において、次のいずれかに該当するとき。

ア 当該重度心身障害者等の前年の所得が、その扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

イ 当該重度心身障害者等の配偶者又は扶養義務者で主として当該重度心身障害者等の生計を維持するものの前年の所得が、その扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

2 前項各号に規定する前年の所得（以下「前年の所得」という。）の範囲はその所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。）をいう。以下同じ。）についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とし、前年の所得の額の計算方法は規則で定める。

第5条第3項中「第1項各号に規定する」を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前の診療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例による。

旧	新	備考
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 重度心身障害者等 次に掲げる者をいう。ただし、65歳以上75歳未満の者で、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条第2号の政令で定める程度の障害の状態にあるものにあつては、同号の認定を受けた者に限る。</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。<u>以下「特別児童扶養手当法施行令」という。</u>）別表第3の1級に該当する特別児童扶養手当の支給の対象となった児童</p> <p>カ～ケ 略</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する者で、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律又は規則で定める社会保険に関する法律（以下「<u>社会保険各法</u>」という。）の規定により、医療に関する給付を受けることができるもの（市外に住所を有する者で、国民健康保険法第116条の2の規定により市が行う国民健康保険の被保険者となるもの又は高齢者の医療の確保に関する法律第55条若しくは第55条の2の規定により茨城県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となるものであつて、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第9条の規定により市長がその保険料を徴収する被保険者を含む。）のうち、前条各号のいずれかに該当するものとする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者を除く。</p> <p>(医療福祉費の支給)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 重度心身障害者等 次に掲げる者をいう。ただし、65歳以上75歳未満の者で、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条第2号の政令で定める程度の障害の状態にあるものにあつては、同号の認定を受けた者に限る。</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第3の1級に該当する特別児童扶養手当の支給の対象となった児童</p> <p>カ～ケ 略</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する者で、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律又は<u>社会保険各法</u>（規則で定める社会保険に関する法律をいう。以下同じ。）（以下これらを「<u>医療保険各法</u>」という。）の規定により、医療に関する給付を受けることができるもの（市外に住所を有する者で、国民健康保険法第116条の2の規定により市が行う国民健康保険の被保険者となるもの又は高齢者の医療の確保に関する法律第55条若しくは第55条の2の規定により茨城県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となるものであつて、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第9条の規定により市長がその保険料を徴収する被保険者を含む。）のうち、前条各号のいずれかに該当するものとする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者を除く。</p> <p>(医療福祉費の支給)</p>	

旧	新	備考
<p>第4条 市長は、対象者の疾病又は負傷について<u>国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法</u>の規定による医療に関する給付（これらの法律の規定による入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除く。）が行われた場合において、その給付の額（これらの法律の規定により、一部負担金の納付が定められている場合にあつては当該一部負担金に相当する額を控除した額とし、高額療養費が支給されることとなる場合にあつては当該支給されるべき額に相当する額を加えた額とし、附加給付が行われた場合にあつては当該附加給付額に相当する額を加えた額とする。）が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則で定める手続に従い、その者に対し、その満たない額に相当する額を医療福祉費として支給する。この場合において、当該疾病又は負傷について児童福祉法その他の法令（国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律及び社会保険各法を除く。）の規定により医療に関する給付が行われるときは、その給付の額（国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者又は社会保険各法による被保険者若しくは組合員若しくはこれらの被扶養者が負担すべき額を控除した額とする。）を控除した額を医療福祉費として支給するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の高額療養費は、<u>国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律若しくは社会保険各法</u>又はこれらの法律に基づく政令及び省令の定めるところにより算出された額とする。</p> <p>4 第1項の医療に要する費用の額は、<u>国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法</u>の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費（これらの法律の規定による入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除く。）の対象となる医療に要する費用の額（65歳以上の重度心身障害者等にあつては、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費及び訪問看護療養費（同法の規定による入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除く。）の対象となる医療に要する費用の額）とする。ただし、現に要した費用の額を超えることはできない。</p> <p>5～7 略</p> <p>(医療福祉費の支給制限)</p>	<p>第4条 市長は、対象者の疾病又は負傷について<u>医療保険各法</u>の規定による医療に関する給付（これらの法律の規定による入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除く。）が行われた場合において、その給付の額（これらの法律の規定により、一部負担金の納付が定められている場合にあつては当該一部負担金に相当する額を控除した額とし、高額療養費が支給されることとなる場合にあつては当該支給されるべき額に相当する額を加えた額とし、附加給付が行われた場合にあつては当該附加給付額に相当する額を加えた額とする。）が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則で定める手続に従い、その者に対し、その満たない額に相当する額を医療福祉費として支給する。この場合において、当該疾病又は負傷について児童福祉法その他の法令（国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律及び社会保険各法を除く。）の規定により医療に関する給付が行われるときは、その給付の額（国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者又は社会保険各法による被保険者、<u>組合員若しくは加入者</u>若しくはこれらの被扶養者が負担すべき額を控除した額とする。）を控除した額を医療福祉費として支給するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の高額療養費は、<u>医療保険各法</u>又はこれらの法律に基づく政令及び省令の定めるところにより算出された額とする。</p> <p>4 第1項の医療に要する費用の額は、<u>医療保険各法</u>の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費（これらの法律の規定による入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除く。）の対象となる医療に要する費用の額（65歳以上の重度心身障害者等にあつては、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費及び訪問看護療養費（同法の規定による入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除く。）の対象となる医療に要する費用の額）とする。ただし、現に要した費用の額を超えることはできない。</p> <p>5～7 略</p> <p>(医療福祉費の支給制限)</p>	

旧	新	備考
<p>第5条 第4条の規定にかかわらず、医療福祉費は、対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。</p> <p>(1) 妊産婦にあつては、母子保健法第15条に規定する妊娠の届出のあった日において、<u>当該妊産婦若しくはその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の前年の所得（同日の属する月が1月から6月までの場合にあつては、前々年の所得とする。以下この号において同じ。）が、その扶養親族等（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族をいう。以下同じ。）の有無及び数に応じて、児童手当法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第184号）による改正前の児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）（以下「旧児童手当法施行令」という。）第1条に規定する額（以下「基準額」という。）以上であるとき、又は当該妊産婦若しくはその配偶者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に規定する扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）で主として当該妊産婦の生計を維持するものの前年の所得が1,000万円以上であるとき。</u></p> <p>(2) 母子家庭の母子又は父子家庭の父子にあつては、対象者としての申請をした日（以下「届出日」という。）又は7月1日現在において、<u>当該母子家庭の母子若しくは父子家庭の父子の前年の所得（届出日の属する月が1月から6月までの場合にあつては、前々年の所得とする。以下この号及び次号において同じ。）が、その扶養親族等の有無</u></p>	<p>第5条 第4条の規定にかかわらず、医療福祉費は、対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。</p> <p>(1) 妊産婦にあつては、母子保健法第15条に規定する妊娠の届出のあった日において、<u>次のいずれかに該当するとき。</u></p> <p>ア <u>当該妊産婦又はその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の前年の所得（当該妊娠の届出のあった日の属する月が1月から6月までの場合にあつては、前々年の所得とする。以下この号において同じ。）が、その扶養親族等（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族をいう。以下同じ。）の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。</u></p> <p>イ <u>当該妊産婦又はその配偶者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に規定する扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）で主として当該妊産婦の生計を維持するものの前年の所得が1,000万円以上であるとき。</u></p> <p>(2) 母子家庭の母子又は父子家庭の父子にあつては、対象者としての申請をした日（以下「届出日」という。）又は7月1日現在において、<u>次のいずれかに該当するとき。</u></p>	

旧	新	備考
<p>及び数に応じて、7月1日（前々年の所得にあつては、前年の7月1日）現在における国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号。以下「経過措置政令」という。）第46条第4項に規定する額以上であるとき、又は当該母子家庭の母子若しくは父子家庭の父子の扶養義務者で主として当該母子家庭の母子若しくは父子家庭の父子の生計を維持するものの前年の所得が1,000万円以上であるとき。</p> <p>(3) 重度心身障害者等にあつては、届出日又は7月1日現在において、当該重度心身障害者等の前年の所得が、その扶養親族等の有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第259号）による改正前の特別児童扶養手当法施行令（以下「旧特別児童扶養手当法施行令」という。）第2条第1項に規定する額に533,000円を加算した額以上であるとき、又は当該重度心身障害者等の配偶者若しくは扶養義務者で主として当該重度心身障害者等の生計を維持するものの前年の所得が、その扶養親族等の有無及び数に応じて、同条第2項に規定する額以上であるとき。</p> <p>2 前項各号に規定する所得の額は、次に掲げる金額の合計額とする。ただし、同項第1号に規定する基準額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は旧児童手当法施行令第2条及び第3条の規定の例によるものとし、同項</p>	<p>ア 当該母子家庭の母子又は父子家庭の父子の前年の所得（届出日の属する月が1月から6月までの場合にあつては、前々年の所得とする。以下この号及び次号において同じ。）が、その扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。</p> <p>イ 当該母子家庭の母子又は父子家庭の父子の扶養義務者で主として当該母子家庭の母子又は父子家庭の父子の生計を維持するものの前年の所得が1,000万円以上であるとき。</p> <p>(3) 重度心身障害者等にあつては、届出日又は7月1日現在において、次のいずれかに該当するとき。</p> <p>ア 当該重度心身障害者等の前年の所得が、その扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。</p> <p>イ 当該重度心身障害者等の配偶者又は扶養義務者で主として当該重度心身障害者等の生計を維持するものの前年の所得が、その扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。</p> <p>2 前項各号に規定する前年の所得（以下「前年の所得」という。）の範囲はその所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税</p>	

旧	新	備考
<p>第2号に規定する経過措置政令第46条第4項に規定する額の算出に当たつての所得の範囲及び計算方法は国民年金法施行令第6条及び第6条の2の規定並びに経過措置政令第46条第7項の規定の例によるものとし、前項第3号に規定する旧特別児童扶養手当法施行令第2条第1項に規定する額及び同条第2項に規定する額の算出に当たつての所得の範囲及び計算方法は旧特別児童扶養手当法施行令第4条及び第5条の規定の例による。</p> <p>(1) 地方税法(昭和25年法律第226号)第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額</p> <p>(2) 地方税法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額</p> <p>(3) 地方税法附則第34条第4項に規定する課税長期譲渡所得金額</p> <p>(4) 地方税法附則第35条第5項に規定する課税短期譲渡所得金額</p> <p>(5) 地方税法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合にあっては、その適用後の金額)</p> <p>3 第1項各号に規定する前年の所得の生じた翌年の1月1日以後において、対象者若しくはその配偶者若しくは扶養義務者の財産について地方税法第314条の2第1項第1号に規定する災害等による損失があつたとき、又は対象者若しくはその配偶者若しくは扶養義務者に係る同項第2号に規定する医療費の支払が多額となつたときは、規則で定めるところにより計算した額を当該前年の所得から控除して計算するものとする。</p>	<p>(特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。)をいう。以下同じ。)についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とし、前年の所得の額の計算方法は規則で定める。</p> <p>3 前年の所得の生じた翌年の1月1日以後において、対象者若しくはその配偶者若しくは扶養義務者の財産について地方税法第314条の2第1項第1号に規定する災害等による損失があつたとき、又は対象者若しくはその配偶者若しくは扶養義務者に係る同項第2号に規定する医療費の支払が多額となつたときは、規則で定めるところにより計算した額を当該前年の所得から控除して計算するものとする。</p>	